

林業・木材産業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの公表について

林野庁では、林業・木材産業において新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインを作成しました。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加している状況を鑑み、林業経営体（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）及び木材関連事業（木材製造業、木材卸売業、木材市場業等）において、感染者が発生した場合時に、保健所（感染症担当）と連携して、従業員等の健康保護とともに業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。

関係の皆様におかれましては、是非参考にしていただき、御対応をお願い申し上げます。

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

● 事業者は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。

① 体温の測定と記録

② 発熱などの症状がある場合は、所属長への連絡と自宅待機の徹底

③ 体温37.5度以上の熱が4日以上継続した場合等は、所属長に連絡の上保健所に問い合わせ

● 事業者の業態に応じて感染予防策を行ってください。

※ 林業経営体は、現場作業に関連した次に掲げる感染予防策を実施する。

① マイクロバス等での通勤や休憩では、同乗者が長時間かつ近距離で接することから、窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入等による定期的な換気の実施と、できる限りのマスクの着用。

② 休憩小屋などの狭い屋内で昼食等により長時間過ごす場合には、窓を開けるなどによる定期的な換気の

実施と、できる限り2メートルを目安とした適切な距離の確保。

※ 木材市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートルを目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底する。

※ 木材市に参加する事業者や関係車両の運転手（木材運送業者等）の日常的に工場・市場・事業所等へ出入りする取引事業者へも感染予防策を周知徹底する。

● 事業者は、従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築してください。

● 事業者は、手洗いなどの感染予防策を徹底してください。

① 出勤時、トイレ使用后、事業所等への入場時には手洗い、手指の消毒。

② できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュや袖等で口や鼻を被覆。

③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて人がよく触れるところの拭き取り清掃。

● 事業者は、イベント等の開催にあたって、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、イベントの実施方法を工夫してください。

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

事業者は、患者が発生した場合には保健所の指示に従い対応してください。

● 事業者は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知してください。

● 事業者は、保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。

● 事業者は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。

● 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受けます。

3 施設設備等の消毒の実施

● 事業者は、保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域^{※1}の消毒を実施します。

緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所^{※2}を中心に、アルコール^{※3}で拭き取り等を実施して下さい。

※1 工場、倉庫、事務所、休憩所、マイク Robbins、林業機械等

※2 ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイク Robbins、林業機械のハンドル・レバー等

※3 消毒用エタノール(70%)又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)

4 事業・業務の継続

(感染者発生に備えた準備)

業務形態を踏まえた取組を実施しておくことを検討してください。

(例)現場作業班間での感染を抑制するため、複数の作業班が同時に出席する会議・行事等の限定や作業班間の作業員の入れ替えの抑制。

(感染者発生時の事業・業務継続の準備)

事業者は、従業員が、新型コロナウイルスに感染し、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、生産、販売等の事業を維持・継続するため、以下の対応を検討してください。

● 事業者は、事業を継続するために必要となる人員、物的資源(マスク、手袋、消毒液等)等を把握してください。

● 事業者は、事業継続のため、勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を検討・整備してください。

● 事業者は、従業員の確保状況に応じて、生産・販売等の事業規模について検討し、事業の継続体制を整備してください。

(参考)従業員の確保状況による段階別の事業継続体制

事業者は、従業員の確保状況に応じて、段階別に事業継続体制を決定します。

【第一段階】

(業務の内容)原則通常どおりの業務(人員体制)早出・残業等で業務対応

【第二段階】

(業務の内容)生産体制や業務を縮小
小規模事業者の場合にあつては業務全体の休止も含め判断

(人員体制)早出・残業等での業務対応に加え、可能であれば、他部門からの応援

5 関係者との情報共有

● 林業経営体は、従業員等の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、都道府県林務部に状況を報告するようにお願いします。

また、併せ、所属する業界団体等がある場合には、所属団体の事務局等に状況を報告し、業界内での情報共有を徹底するようにお願いします。

● 木材関連事業者は、従業員の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、所属団体の事務局等に状況報告し、業界内での情報共有を徹底してください。



詳細につきましては、農林水産省のホームページにガイドラインのPR版とともに掲載しておりますので御覧ください。

【農林水産省ホームページ】

新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n-coronavirus/ncv_guide.html

